

滋賀県職員退職手当条例の一部を改正する条例案

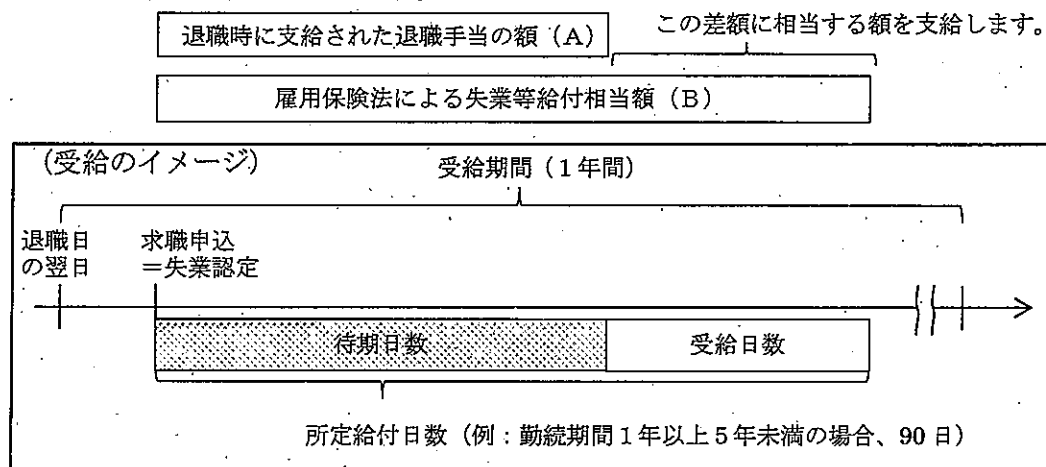
1. 改正の理由

雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号。以下「法」という。）の一部改正に伴い、失業者の退職手当について定めた滋賀県職員退職手当条例（昭和 28 年滋賀県条例第 24 号）の一部を改正しようとするものです。

2. 失業者の退職手当とは

法の適用がない地方公務員について、法による失業等給付と同程度のものを保障するために設けられている制度です。

勤続期間の短い方などで、退職時に支給された退職手当の額（A）が、法による失業等給付相当額（B）に満たず、かつ、退職して求職活動をする場合には、その差額に相当する額を支給するものです。



3. 改正の概要

- (1) 法において、災害等により離職した者の給付日数を原則 60 日（最大 120 日）延長することとされたことに伴い、失業者の退職手当においても同様の措置を講じることとします。
- (2) 法において、移転費の支給対象者として、職業紹介事業者等の紹介により就職する者が加えられたことに伴い、失業者の退職手当においても同様の措置を講じることとします。
- (3) 法において、雇用機会が不足している地域に居住する者の給付日数を 60 日延長する暫定措置が 5 年間実施されることに伴い、失業者の退職手当においても同様の措置を講じることとします。
- (4) その他必要な経過措置について規定することとします。

4. 施行日

公布日施行。ただし、3(2)は、平成 30 年 1 月 1 日施行。
なお、3(1)および(3)は、平成 29 年 4 月 1 日から適用。

滋賀県職員退職手当条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

雇用保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 14 号）による雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号。以下「法」という。）の一部改正に伴い、必要な規定の整備を行うため、滋賀県職員退職手当条例（昭和 28 年滋賀県条例第 24 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 法において、再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適当であると認めた一定の受給資格者に対する個別延長給付の制度が創設されたことに伴い、必要な規定の整備を行うこととします。（第 10 条関係）

(2) 法において、移転費の支給対象者として、特定地方公共団体または職業紹介事業者の紹介した職業に就く者が加えられたことに伴い、必要な規定の整備を行うこととします。（第 10 条関係）

(3) 法において、給付日数の延長に関する暫定措置が設けられたことに伴い、必要な規定の整備を行うこととします。（付則第 31 項関係）

(4) その他

ア この条例は、公布の日から施行することとします。ただし、(2)については、平成 30 年 1 月 1 日から施行することとします。

イ (1)および(3)については、平成 29 年 4 月 1 日から適用することとします。

ウ この条例の施行に関し必要な経過措置について規定することとします。

滋賀県職員退職手当条例新旧対照表

旧	新
第1条～第9条 省略 (失業者の退職手当) 第10条 省略 2～9 省略 10 第1項、第3項または前項に規定する場合のほか、これらの規定による退職手当の支給を受ける者に対しては、次に掲げる場合には、雇用保険法第24条から第28条までの規定による基本手当の支給の例により、当該基本手当の支給の条件に従い、第1項または第3項の退職手当を支給することができ。 (1) その者が知事が雇用保険法の規定の例により指示した同法第24条第1項に規定する公共職業訓練等を受ける場合 (2) 厚生労働大臣が雇用保険法第25条第1項の規定による措置を決定した場 (3) 厚生労働大臣が雇用保険法第27条第1項の規定による措置を決定した場	第1条～第9条 省略 (失業者の退職手当) 第10条 省略 2～9 省略 10 第1項、第3項または前項に規定する場合のほか、これらの規定による退職手当の支給を受ける者に対しては、次に掲げる場合には、雇用保険法第24条から第28条までの規定による基本手当の支給の例により、当該基本手当の支給の条件に従い、第1項または第3項の退職手当を支給することができ。 (1) その者が知事が雇用保険法の規定の例により指示した同法第24条第1項に規定する公共職業訓練等を受ける場合 (2) その者が次のいずれかに該当する場合 ア 特定退職者であつて、雇用保険法第24条の2第1項各号に掲げる者に相当する者として規則で定める者のいずれかに該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認め たもの (3) 厚生労働大臣が雇用保険法第25条第1項の規定による措置を決定した場 (4) 厚生労働大臣が雇用保険法第27条第1項の規定による措置を決定した場

場合	場合
11 第1項、第3項および第5項から前項までに定めるもののほか、第1項または第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費または求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。 (1) ～ (4) 省略 (5) 公共職業安定所	第1項、第3項および第5項から前項までに定めるもののほか、第1項または第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費または求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。 (1) ～ (4) 省略 (5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体もしくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、または知事が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所または居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額 (6) 省略 12～17 省略 第11条～第20条 省略
の紹介した職業に 就くため、または知事が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所または居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額 (6) 省略 12～17 省略 第11条～第20条 省略	体もしくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、または知事が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所または居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額 (6) 省略 12～17 省略 第11条～第20条 省略
付 則 1 ～ 30 省略 (追加)	付 則 1 ～ 30 省略 31 平成34年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条までおよび附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認

「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、知事が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められる者（アに掲げる者を除く。）
とす。

「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、知事が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められる者（アに掲げる者を除く。）
とす。

とす。

とす。

